

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：子育て（0～5歳）を行う保護者

(2) 事業概要

当社が、新規事業の初期段階として提供を検討しているサービス（以下「本サービス」という。）は、以下のとおりである。

- ① 本サービスは、子育てに関する民間イベントの会場、ショッピングモール等の商業施設及び公共施設に個別ブースを設置して行い、月に1～2日間、原則として毎月全国の会場を移動する形で実施する。
- ② 自社ホームページ等での事前告知や、本サービスの提供を行う会場内の当社ブース出入口付近においてスタッフが本サービスの内容の宣伝・周知を行ったり、広告を見た者が本サービスの内容を理解できる形の広告（パネル及びチラシ）を会場内に設置することで、子育てを行う保護者に対して本サービスの実施と場所を周知する（なお、ブース外で本サービスの積極的な勧誘を行うこと等保護者に対するキャッチセールス行為は行わない。）。
- ③ 実施日に、上記広告を見ること等により当社ブース（※自由に出入りが可能であり、外部からブース内での役務提供の様子がわかるような、オープンスペースを想定している。）を訪れた親子に対して、ブース出入口付近にて、担当者の口頭、パンフレット及び動画により本サービスの内容と料金の説明を行い、本サービスの提供を受ける意思を有するに至った者（以下「顧客」という。）については、顧客の子どもと共に専用の測定ブースに案内し、オペレーターが操作する視線測定機器を用いて子どもの視線を測定する。なお、測定ブースについては、測定の都合上、測定機器の三方向（前方・左方・右方）を衝立で囲う形で実施するが、後方から測定ブースの内部の様子は確認が可能であり、また、それ以外のブース内部の様子は、上記のとおり、外部からも確認が可能な状態にて行う予定である。
- ④ 測定後、オペレーターより顧客に対し、口頭にて測定結果とそれに基づく子どもの子育てに関するアドバイスを提供する（仮：また、顧客に対し専用レポートを提供する。）。なお、当該アドバイスは、診察、医療といった医行為には該当せず、また、当該アドバイスを提供するのは、計測を行った直後のみであり、事後的・継続的な形で情報提供を行うことは想定していない（役務提供は当日その場で完了する。）。
- ⑤ オペレーターからの説明後、顧客は、サービス提供代金として、1000円を支払う。なお、支払い方法は、クレジットカード及び電子決済とする。
- ⑥ 代金の支払い後、顧客に対して、本サービスに関するウェブアンケートへの回答を依頼する。アンケートの結果は本サービスの向上のために用いられるものであり、顧客に対してその他サービス及び商品等の提供のために用いることはない。
- ⑦ なお、ブース内において、本サービス以外のサービスや商品等の提供及び勧誘は行わない。

(3) 新事業活動を実施する場所

子育て世代向けの商品・サービスを提供する企業の展示を行う民間イベントの実施会場（全国の展示場）、ショッピングモールなどの商業施設、ホテルなどの貸会場、及び公共施設等に、当社の個別ブースを設置して行う。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

--	--

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

【特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）】

第二条 この章及び第五十八条の十八第一項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは特定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

【特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）】
（営業所等）

第一条 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号の主務省令で定める場所は、第一号から第四号まで及び第六号に掲げるものとし、法第五十八条の四において定める場所は第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げるものとする。

- 一 営業所
二 代理店
三 露店、屋台店その他これらに類する店
四 前三号に掲げるもののほか、一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であつて、店舗に類するもの
五 第一号から第三号までに掲げるもののほか、一定の期間にわたり、購入する物品の種類を掲示し、当該種類の物品を購入する場所であつて、店舗に類するもの
六 自動販売機その他の設備であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

(1) 具体的な確認事項

当社が前記3(2)の内容で本サービスを提供する場合に、特定商取引に関する法律施行規則（以下「特商法施行規則」という。）第1条第3号及び第4号の要件を充足するのかを確認したい。

(2) 当社の見解

ア 特商法施行規則第1条第3号について

特商法施行規則第1条第3号の「露店、屋台店その他これらに類する店」とは、令和4年6月22日消費者庁次長・経済産業省商務・サービス審議官「特定商取引に関する法律等の施行について」（以下、単に「通達」という。）では、「『露店』とは路傍等において屋根を設けることなく商品を陳列して販売を行うもの等をいい、『屋台店』とは持ち運ぶように作った屋根のある台に商品を陳列して販売を行うもの等をいう。また、バス、トラックに商品を陳列し、消費者が自由に商品を選択できる状態において販売を行うもの等は、外見上何を販売等しているかが明確であれば『その他これらに類する店』

に該当する。」とされている¹。この通達の記載に加えて、「露店、屋台店その他これらに類する店」を営業所等を含めた趣旨は、露店や屋台店で通常行われる低額取引に対して過剰な規制となることを避けるためであることを踏まえると、外見上どのような商品やサービスを提供しているかが明確であり、かつ、取引額が低額であれば、「その他これらに類する店」に該当するとも考えられている²。

本サービスは、ブースにて提供されるものであり、確かに外見上は露店や屋台店の典型例として通達で記載されているものそのものとは同一とは言い難い側面があるものの、上記3(2)①②③のとおり、民間イベントの会場、ショッピングモール等の商業施設及び公共施設に、外部から内部の様子を確認することができ、自由に入出入りすることができるオープンスペースにて個別ブースを設置して行い、ブース出入口付近に配置したスタッフや、会場内に設置した広告で本サービスの内容を具体的に告知したうえで、これに興味を示し実際にブースを訪れた親子に対して、ブース出入口付近にて本サービスの内容と料金の説明を行い、本サービスの提供を受ける意思を有するに至った者に対してのみブース内に案内し測定サービスを提供することになっている。したがって、ブースの外見上どのようなサービスを提供しているのかは明確であり、かつ、あくまで顧客の自由意思でブースに入出入りすることができる設計である。また、ブースにおいて顧客に対して提供するのは、視線測定を行い、それに基づく子育てに関するアドバイスを行うことのみであり、ブースにおいてその他商品やサービスの提供及び勧誘を行うことは一切想定していないから、「消費者が自由に商品を選択できる状態において販売を行い」、かつ、「外見上何を販売等しているかが明確」になっているといえる。さらに、上記3(2)⑤の通り、サービスの料金は1000円を想定しており、取引額は比較的low額である。

また、3号の文言には、4号とは異なり設置期間に関する定めはない。この点、通達には、「『露店、屋台店その他これらに類する店』は、いずれも、長期間にわたり継続して販売等の取引を行うための場所を指すものである。これに対して、省令第1条第4号の『一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であって、店舗に類するもの』は、これら以外の比較的短期間に設定されるものを念頭に置いており、①最低2、3日以上期間にわたって……販売を行うものをいう。」との記載があり³、3号は「最低2、3日以上期間」よりも長期間の継続性が求められているようにも思われる。しかし、3号の典型例として、いわゆる夏祭り等のイベントにおける露店・屋台店が想定されるが、仮に当該イベントそのものが1日のみの開催であった場合に（夏祭り等のイベントでは、そのようなことが通常とも思われる。）、そのイベントに出店した露店・屋台店があまねく訪問販売規制の対象となるという結論は、実態と大きく乖離しており妥当ではないように思われる。

よって、3号該当性を判断する際には、少なくとも同一の場所における設置期間の継続性は要求されず、本サービスの提供を行う期間が1日であることは、3号の該当性を否定する事情にはならないと思われる。

したがって、本サービスは、特商法施行規則第1条第3号の「露店、屋台店その他これらに類する店」に該当すると考える。

イ 特商法施行規則第1条第4号について

同4号は、①「一定の期間」にわたり、②「商品を陳列」し、③「当該商品を販売する場所であって、店舗に類するもの」という3つの要件を設けているが、このうち、本サービスが②及び③に該当することは問題がないものと思われ、照会の対象は①の該当性である。

この点、「一定の期間」とは、店舗として固定的な信頼の基礎が形成されるための最

¹ 通達1頁。

² 斎藤雅弘ほか『特定商取引法ハンドブック〔第6版〕』（日本評論社、2019）132頁。

³ 通達1頁。

低期間継続して役務提供を行うことを要求する規定であり、役務提供を受けた消費者に問題が生じた場合に事業者に対するアクセスを確保する趣旨であると解されている⁴。そして、通達では、「最低2、3日の期間にわたって」継続して行うことと記載されているが、同規定の趣旨からすれば、同要件は単純に2、3日間継続して役務提供を行うことの画一的な判断がなされるものではなく、あくまでも最低の「目安」を示すものであり、事業者に固定的な信頼の基礎が形成されている等の事情があれば、役務提供を行う期間が仮に1日であっても「一定の期間」の要件を充足するとも考えられる⁵。

本サービスは、上記3(2)①のとおり、民間イベントの会場、ショッピングモール等の商業施設及び公共施設に個別ブースを設置して行い、月に1～2日間、原則として毎月全国の会場を移動する形で実施する。また、当社は、全国に11か所の事業所、1か所の支社、7か所の支店及び13か所の営業所を有する上場企業のグループ会社であり、本サービス提供時には顧客に対し会社名を明らかにすることから、仮に本サービス利用者の問題が生じた場合には、当社及び当該上場会社に対して問い合わせを行い問題の解決を図ることは容易であるため、当社には固定的な信頼の基礎が形成されている事情が認められる。

また、本サービスが1日のみの開催とならざるをえないのは、元となる民間イベントが1日のみの開催であることが理由である。この点、典型的な夏祭りやフリーマーケットといったイベントにおいてブースを設けて物品を販売する場合においても、元となるイベントが1日のみの開催となることは珍しいことではないが、そのような場合に2、3日間継続して販売をしていないという理由で、当該イベントにおいて物品を販売する行為があまねく訪問販売に該当し、書面交付等の義務の対象となっているとは想定し難いから、本サービスについても形式論はともかくとして、実質的に訪問販売該当性が否定されなければ、結論の妥当性が確保されないのではないかと思われる。

よって、当社が本サービスを提供するにあたって、2日間連続で実施する場合及び1日のみ実施する場合であっても、いずれも特商法施行規則第1条第4号の「一定の期間」の要件を充足すると考えるため、特商法施行規則第1条第4号の「一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であつて、店舗に類するもの」に該当すると考える。

7. その他

令和6年3月1日、近畿経済産業局消費経済課に電話照会を行った。その際、本サービスの特商法施行規則第1条第4号の要件該当性について説明を求めたが、「抽象的には施行規則第1条第4号の要件を満たさない可能性があるが、個別の事例に対して具体的な判断を回答することはできない。」との説明を受けた。

以上

⁴ 斎藤・前掲注2)133頁。

⁵ 斎藤・前掲注2)133頁。